



妊娠と出産

妊娠が分かったら

妊娠の兆候が現れたら、できるだけ早く産婦人科に行き、赤ちゃんとお母さんのための健康診査を受けましょう。妊娠が確定したそのときから、届けや手続きが必要なものがあります。時期が決まっているものが多いので、忘れないように注意しましょう。妊娠が分かったら、家族や職場の人と今後のことを話しあいましょう。

● 妊娠後の手続き

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

母子健康手帳

産婦人科で妊娠がわかったら、市町村役場で母子健康手帳をもらいます。妊娠中からのお母さんの体の変化と出産の様子、健診結果や予防接種の記録など、子どもの大切な成長記録です。妊娠・出産・育児についての知識も記載されています。

妊婦健康診査

最寄りの医療機関で、定期的に健康診査を受けましょう。なお、健診費用に対して一部補助が受けられる制度があります。(県内全市町村で14回補助)。受診票は、母子健康手帳と一緒に交付されます。さらに、多児妊娠の場合は、上乗せ補助が受けられる市町村もあります。

妊娠教室・両親学級

妊娠・出産についての正しい知識や、妊婦体操、新生児の世話について学ぶ、妊婦とそのパートナーのための教室です。産婦人科医、助産師、保健師、栄養士などがそれぞれの分野からアドバイスしますので、健診では聞けないことを質問するチャンスです。

● 出産時の手続き

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、出生届を提出します。手続きは、親の居住地、親の本籍地、赤ちゃんの出生地のいずれかの市町村で行います。出生届の出生証明書は医師か助産師に記入してもらい、母子健康手帳、印鑑を持参します。

児童手当の申請

令和6年10月~(高校生年代18歳到達後の年度末)までの児童を養育している人に支給されます。支給を受けるには、出生の翌日から15日以内に各市町村へ(公務員は各職場へ)申請し、認定を受ける必要があります。支給は原則として年6回、偶数月に2ヶ月分ずつ支給されます。

支給額(月額) 児童一人あたり次の額が支給されます。

- 3歳未満：(第1~2子) 15,000円 ● 3歳~高校生年代(第1~2子)：10,000円 / (第3子~)：30,000円
- 中学生：10,000円

健康保険の加入

子どもの健康保険証を取得する必要があります。扶養する親等の健康保険に加入するため勤務先への申請・届出を行います。

国民健康保険へ加入する場合は、出産日から14日以内に住民票のある市町村への申請を行います。

小児特別医療費の受給申請

子どもの県内医療機関での入院、通院等の医療費を助成しています。お子様のお名前が入っている健康保険証ができたなら住民票のある市町村に申請すると受給資格証が交付されます。

※制度の詳細はP11「医療費の助成」を参照してください。